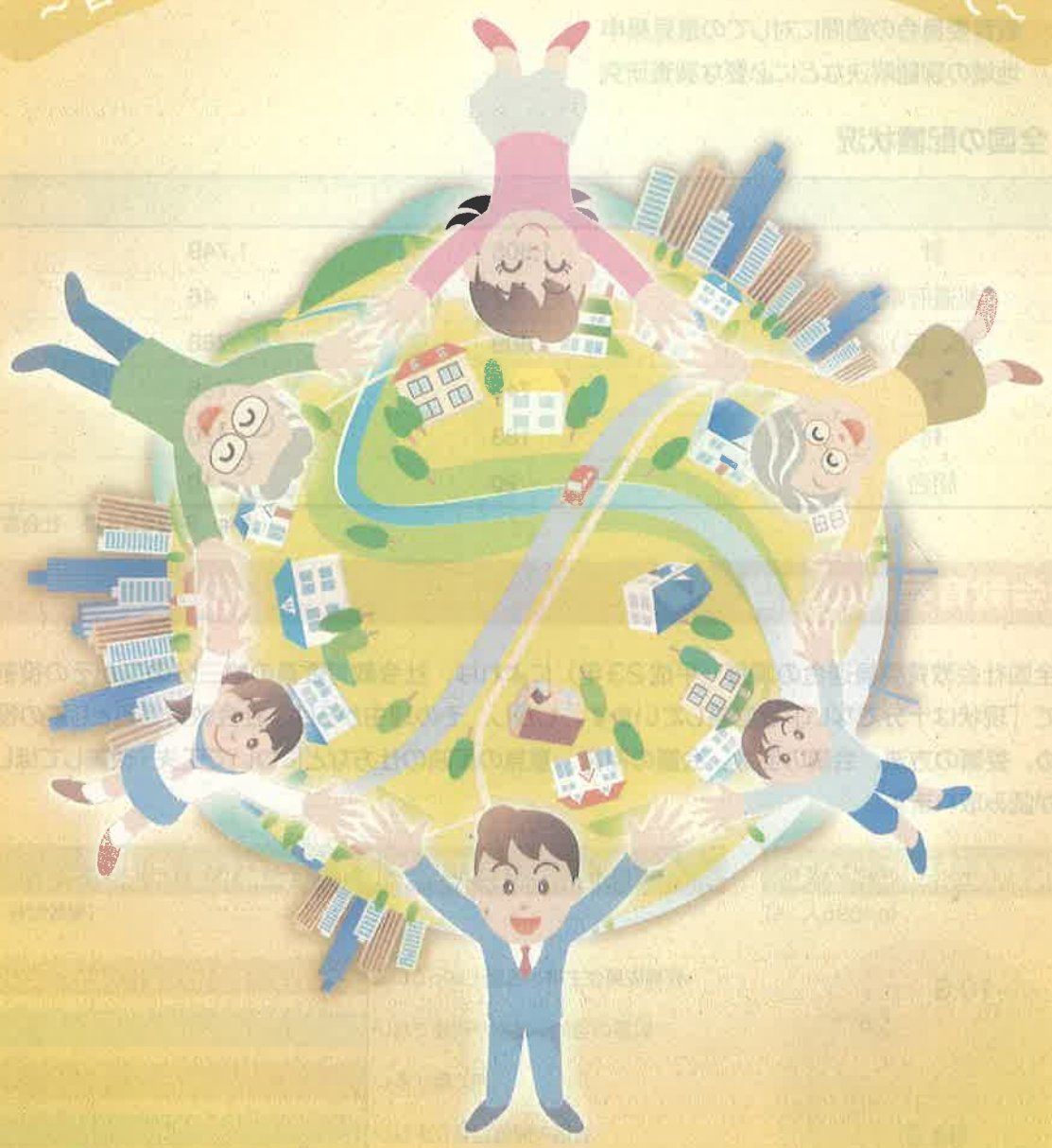


ご存知ですか？

# わたしたちのまちの 社会教育委員さん！

～官民協働の先駆けとしての社会教育委員を目指して～



文部科学省

一般社団法人 全国社会教育委員連合

これからの社会教育行政には、まちづくり部局や福祉部局など他の行政部局との連携・協働を強めるとともに、地域のNPO団体や大学・企業等と連携・協働したネットワーク型行政を推進していくことが求められており、社会教育委員が、社会教育主事等と連携しながら、地域の人づくり・絆づくり、そして地域をよりよいものとするため、主体的に活躍されていくことが期待されています。

### ❖ 社会教育委員とは

社会教育委員とは、社会教育法に定められており、都道府県及び市町村の教育委員会に委嘱された非常勤の特別職の地方公務員で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方が委嘱されています。

### ❖ 社会教育委員の役割

- ① 地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案
- ② 教育委員会の諮問に対するの意見具申
- ③ 地域の課題解決などに必要な調査研究

### ❖ 全国の配置状況

	教育委員会数	設置教育委員会数	設置率 (%)
計	1,805	1,749	96.9
都道府県	47	46	97.9
市(区)	809	788	97.4
町	746	735	98.5
村	183	170	92.9
組合	20	10	50.0

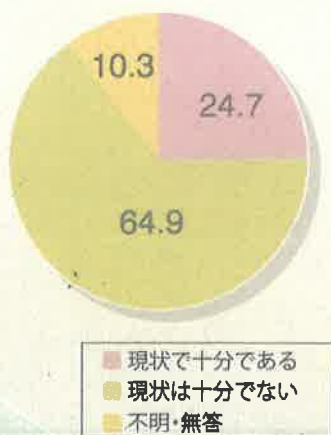
(資料: 平成23年度 社会教育調査報告書)

## 社会教育委員の意識

全国社会教育委員連合の調査(平成23年)によれば、社会教育委員の約三分の二がその役割と活動について「現状は十分でない」と回答しています。しかし、その理由からは、社会教育委員としての役割を果たすため、委嘱の方法、会議の回数、会議の運営、意見の反映の仕方などについて工夫・改善してほしい、との主張が読み取れます。

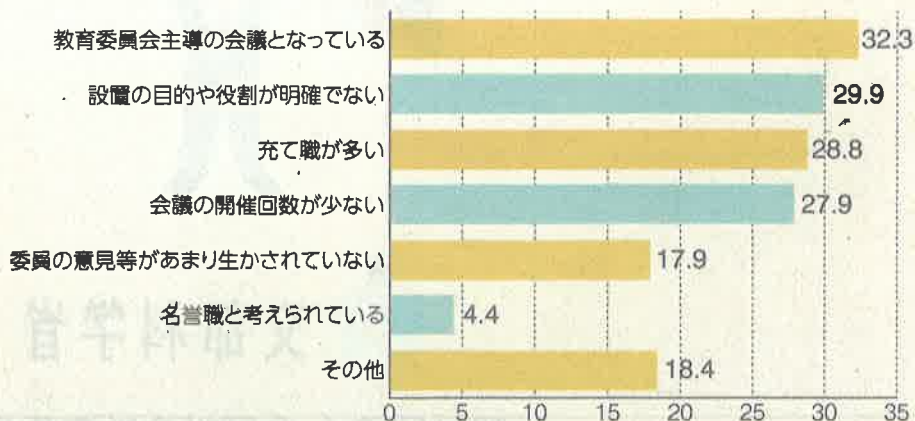
### 役割と活動について

(n=696人, %)



### 「現状は十分でない」理由

(複数回答, n=452人, %)



## わが町の社会教育委員会議の特徴

全国の社会教育委員の皆さんの様々な活動の中で、特徴のある事例について紹介します。

### 北海道常呂郡佐呂間町社会教育委員の特徴

佐呂間町社会教育委員の特徴

- ◇委員の選出 自薦・他薦による公募制を導入
- ◇委員構成 男女ほぼ同数、20代～70代まで（以前は10代の委員も）
- ◇会議 年4回程度の定例会、平日夜の開催、席は社会教育委員のみで口の字型、行政職員は後方席
- ◇研修への参加 予算の中で、希望者全員参加（旅費支給なし公務出張扱い）
- ◇年会費徴収 3,000円、会議時お茶代、「社教情報」の購入費、部会しゃべろ場等の活動費などに充てる
- ◇部会活動 年度ごとにテーマを決め2部会で調査研究実践活動を行う
- ◇しゃべろ場 高校生と大人の本音の語らい場、今年で13回目
- ◇社会教育計画 構想から文章化まですべて委員が策定



期待の20代社会教育委員の皆さん

### 神奈川県厚木市社会教育委員会議

厚木市は、神奈川県の中央に位置する人口22万人を超える特例市で、社会教育委員会議の定数は15人、任期2年となっています。社会教育法改正に伴い、厚木市では社会教育委員の構成基準を①公募による市民②学識経験者③学校教育の関係者④社会教育の関係者⑤家庭教育の向上に資する活動を行う者、と平成26年度から新たに条例に決めました。

平成25年度の活動は、前年度作成し教育委員会へ提出した「家庭教育支援に関する報告書」に基づき、研究テーマを「家庭教育支援の具体的施策」と定め、定例会議4回と小委員会3回を開催しました。成果として、地域ぐるみで家庭教育を支援する事業について提案書をまとめ、平成26年6月に教育委員会に提出しました。今後は、教育委員会で選定を予定しているモデル地区で実施する、地域ぐるみ家庭教育支援事業を、社会教育委員も一緒に行っていく予定です。その他に、子供の基本的な生活習慣を見直すための啓発パンフレットを作成し、市立小学校の児童に継続して配布活動を行っています。厚木市社会教育委員会議は、更なる家庭教育支援に向けて、具体的な施策の提案や実践検証などの活動を継続し、未来を担う人づくりを目指していきます。

### 香川県

#### 普及資料の作成と委員の意識啓発

社会教育委員の職務は社会教育法に規定されていますが、会議の開催回数の少なさや委員の交代等もあって十分浸透していないのが現状です。

そこで、香川県社会教育委員の会議としてはニュースレターを活用し、活動の可視化を図る情報発信を始めました。続いて、社会教育委員の課題を明らかにしつつ、県内市町の社会教育委員の理解をうながすハンドブックを編集しました。（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyouui/>）

社会教育委員と社会教育主事が車の両輪となって、社会教育実践に活力を与えることが重要です。これからも社会教育委員制度の充実を目指し、学び続け、発信し続けます。



社会教育委員ハンドブック「みわ〜く」

## 地域で活躍する社会教育委員

皆さんの身近にも、活躍している社会教育委員はたくさんいます。災害の時などにも、社会教育委員は活躍しているのです。そんな、地域で活躍する社会教育委員について紹介します。

### 柏崎 龍太郎さん 岩手県釜石市

#### 東日本大震災の中で果たした社会教育委員の役割

社会教育委員の職務の規定は、極めて抽象的です。私は、社会教育関係者等に対する、助言や指導の定見を持ち合わせていませんが、大震災への対応は、緊急性が高く、マニュアルが無いこともあり、より経験的な判断による行動だったと思っています。

100日余りの避難所生活では、運営責任者として自主的な運営組織を作り、役割分担とルールを明確にして、生活リズムの確立に努め、早期にボランティア団体とのネットワークを進め、行政側との支援協調体制を強固にし、自助・共助・公助のあり方を認識し合いました。仮設住宅団地では、自治会設立に参画し、皆さんの理解と協力を得て、新しいコミュニティを誕生させました。この事例は、社会教育委員の日常活動の中で培われた知恵が生かされ、信頼感が被災者の心を動かした結果であれば幸いです。

今後は復興まちづくりの中で、役割を果たしていきたいです。



被災地支援ボランティアとのミーティングの様子

### 国米 まゆみさん 岡山県津山市

#### 地域の人々の思いを形に ～久米地域での活動実践紹介～

多くの地域が少子高齢化や後継者などの問題を抱えている中、地域の人々が「ここに生きてよかった」と思えるよう、社会教育委員が地域のコーディネーター役を果たし、人々の思いを具体的な形にしています。

主には、学校支援地域本部事業への協力、人形劇や紙芝居などによる子供の夢づくり、児童クラブの運営、敬老会や地域の環境整備、防災訓練等、地域のイベントや学習会の企画立案に関わりながら、人々の居場所とつながりづくりを進めています。

地域のふれあいや世代を超えた交流等に初めは乗り気でなかった方々が、「一緒にしたら、できた!」などの感動体験を味わうことで、自己有用感と自尊感情、地域への愛着などを高めています。



こくちゃんの紙芝居劇場

## 郡単位組織の設立経緯と研修及び活動の紹介

### 岩手県二戸地区社会教育連絡協議会

#### 4市町村の社会教育委員が連携して社会教育を推進する岩手県二戸地区の社会教育団体

二戸地区社会教育連絡協議会は、岩手県北内陸部に位置する、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町の4市町村の、社会教育に関係する、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員が市町村を越えて連携し、社会教育を推進している団体です。

本協議会は昭和40年に成立し、長い歴史を持ちながらも、常に現代的課題に目を向けて取り組んでいます。

市町村の中だけでは見えてこない他市町村の多様な取り組みについて会員同士での情報交換をしたり、毎年研修会を行い常に研鑽したりすることにより、新しい社会教育のいぶきを各市町村に吹き込むことができています。



二戸地区社会教育連絡協議会の様子

## 社会教育委員の経験から現役の委員へのエール

### 高橋 浩人さん 秋田県大湯村長



私が大湯村社会教育委員となったのは、村の青年会や農業近代化ゼミナール（農業4Hクラブ）を引退した後の平成7～12年度までの6年間です。

青年会活動の一環として社会教育に携わってはいましたが、その全体的な活動を知らなかった私にとって、社会教育委員として村の社会教育団体の活動を垣間見ることができ、社会教育に関わる団体や個人がたくさんいらっしゃることに驚いた記憶があります。

現在、行政の長として村づくりを進める立場にありますが、今もこうした団体が自主的に活動してくれていることは非常に頼もしくそしてありがたいと感じています。

少子高齢化の人口減少社会において、地域では「活動人口」の確保が最大の課題です。その解決の原動力として期待されるのは、やはり地域の社会教育団体と社会教育委員だと思います。

これからも健康的な生涯学習社会づくりのため、両者が協力して活動を続けることが村づくりを支える大きな力になります。これからも社会教育委員の皆さんの意見を聞きながら一緒に村づくりを進めてまいります。

## 池 節子さん

## 栃木県壬生町教育委員会教育委員長



何事にも基礎基本と申します。社会が求めているもの、問題となっているものを早くリサーチして早期に提言・提案しましょう。社会教育委員は地域の活動を活発化させる起爆剤の役割を担っています。自ら考え、自ら行動する社会教育委員であり続けましょう。

- ①社会教育委員としてのスタートラインに立った時にその任務を理解すること。
- ②社会教育委員は地域の社会教育・家庭教育支援等々に従事して活動されている方々です。その活動を土台として一段目線を上げ、全体（地域）を見渡して何が必要か委員同士のコミュニケーションを図り情報を共有する。
- ③課題を絞り込み調査研究（アンケート等）をすることにより、問題点が明らかになり活動の道筋が見えてくる。
- ④その上で対策を考え提言・答申をする。その内容も実行性のあるものにすることが大切です。
- ⑤実行、実現へと行動を移すこと。

## 杉木 繁行さん

## 社会教育懇話会（福井県）事務局長



平成23年に任意の社会教育懇話会（現在、会員数は36名）を発足させました。会員のほとんどは、元社会教育委員等識見の高い方で構成された有志の会であります。目的は「社会教育の充実と発展に資する」ということです。具体的には（1）会員相互の研修・連携・交流（2）各市町の社会教育活動に参加・協力（3）社会教育諸団体間のネットワーク化等です。社会教育の後方支援部隊として社会教育懇話会の力量を発揮するための第一歩を踏み出したところです。その意味では、社会教育懇話会は、社会教育委員の会議との連携が不可欠であり、社会教育委員の会議の活躍を大いに期待するとともに協力を惜しまない会です。共に頑張っていきたいと考えています。



## 社会教育委員制度の意義・必要性



一般社団法人全国社会教育委員連合  
会長 大橋 謙 策

社会教育委員の制度は住民の学習・文化・スポーツ等の教育ニーズを行政施策に反映することを目的に設置されました。その主な職務は「社会教育に関する諸計画を立案すること」「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」などです。

こんにち、東日本大震災、少子高齢化、限界集落、無縁社会などの多様な問題が、コミュニティの再生・振興の必要性を高めています。この解決にはハード面のみならずソフト面からのアプローチが重要であり、社会教育はその任を担うことが期待されています。このため社会教育委員には、住民のニーズを酌んで、地域振興に寄与する社会教育振興計画の策定に取り組むことが求められています。

こうした営みが、社会教育委員のアイデンティティの確立、社会教育委員の会議における論議の活発化、社会教育行政の活性化ひいては地域の振興につながると思います。その一助にと本資料が作成されました。関係の機関・団体はもとより、幅広く活用されて社会教育委員制度の意義・必要性が住民に理解され、それが社会教育の推進につながることを祈念しています。

文部科学省のご理解ご支援のもと、本資料を共同作成できたことに感謝申し上げます。

## 今後の課題

- ① 社会教育委員の選考方法の改善・工夫（名譽職や充て職から自覚的な委員へ）
  - ② 社会教育委員の独任制（個々の委員として職務を行うこと）の有用性の検証
  - ③ 教育委員会から社会教育委員の会議に対する、「社会教育に関する諸計画の立案」「意見具申」「研究調査」等の要請
  - ④ 上記③に関する、社会教育委員と社会教育主事の合同研修と協働活動の推進
  - ⑤ 社会教育委員による、住民の教育ニーズの把握と行政への反映および学習成果の活用や地域リーダーの養成につながるプログラム開発への寄与
  - ⑥ 全国社会教育委員連合の「人材養成機能」「教育計画・社会教育計画作成アドバイス機能及びシンクタンクの機能」の充実
- （出典：全国社会教育委員連合『コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究』平成26年3月）

## 参考法令

### 社会教育法

#### 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## お問い合わせ

文部科学省生涯学習政策局社会教育課公民館振興係  
一般社団法人全国社会教育委員連合

電話：03-5253-4111（内線：2974）  
電話：03-6380-8540

